

日本労働年鑑 第56集 1986年版
The Labour Year Book of Japan 1986

第二部 労働運動

VIII 政策・制度要求闘争

1 経済運営・予算編成に関する対政府要求

2 減税実現へのとりくみ

減税実行委員会

労働四団体・全民労協は、八四年一〇月二二日および二五日の減税実行委員会において八五年度の減税要求の内容について合意した。内容は、所得減税五五〇〇億円、住民税減税一七〇〇億円、政策・福祉減税三三〇〇億円など総額一兆五〇〇億円の減税、退職給与引当金の累積限度額引き下げ反対、利子・配当所得の分離課税反対、グリーンカード制の実施等の要求からなる。

【労働四団体・全民労協減税実現実行委員会合意内容・八四年一〇月二二日】

1 減税規模

一兆五〇〇億円の減税を実施すること。

2 減税内容

(1) 所得税減税 五、五〇〇億円
(減税方式)

[1] 給与所得控除の一律四万円引き上げ

[2] 基礎、配偶者、扶養控除の各二万円引き上げ(現行各三三万円→各三五万円に)

以上[1][2]により、夫婦二人の課税最低限は二五四・七万円(現行二三五・七万円)に引き上げられる。

また、パート非課税限度額は九六万円(現行九〇万円)となる。

(注) 内職の標準的な課税最低限は五〇万円(現行四七万円)となる。

(2) 住民税減税 一、七〇〇億円
(減税方式)

[1] 基礎、配偶者、扶養控除の各二万円引き上げ

以上[1]により夫婦二人の課税最低限は二〇三・九万円(現行一八八・八万円、六〇年度以降一九一・二万円)に引き上げられる。

(3) 政策・福祉減税 三、三〇〇億円

[1] 単身赴任減税 別居手当、帰宅旅費の非課税制度の創設

[2] 教育減税 教育費(高等学校納付金額: 国公立一三万円、私立三七万円)の控除制度の創設

[3] 住宅減税 住宅ローン返済額所得控除制度の創設

[4] パート・内職減税

イ、パート

非課税限度の九六万円(現行九〇万円)を租税特別措置により四万円引き上げ一〇〇万円とする。

ロ、内職

標準的な課税最低限の五〇万円(現行四七万円)を必要経費の拡大(収入の三〇%→四〇%)により五八万円とする。

[5] 高齢者年金減税

イ、適用年齢を六〇才以上(現行六五才以上)に拡大する。

ロ、高齢者年金特別控除額を一〇〇万円(現行七八万円)に引き上げる。

[6] 退職所得減税 退職所得控除額の算出基礎額である二五万円(勤続二〇年未満)、五〇万円(同二〇年超)をそれぞれ四〇万円、七〇万円に引き上げる。

この結果、勤続三〇年の退職所得控除額は一、五〇〇万円(現行一、〇〇〇万円)に引き上げられる。

[7] その他 インデクセーション(物価調整税制)の導入、医療費控除の拡充・企業年金所得

- 控除の創設についても検討・実現を図ること。
3 大衆増税反対(略)
4 財源対策(略)

労働四団体・全民労協は、十一月一三日、竹下大蔵大臣と会見し、利子・配当課税問題について、(1)非課税貯蓄制度の改革については財源確保の立場からではなく、あくまでも不公平税制の是正に基本を置くこと、(2)非課税貯蓄制度は存続させること、など申し入れた。また、十一月二七日には、税制調査会において労働側委員が非課税貯蓄制度の存続を主張するとともに、労働四団体・全民労協は、十一月三〇日、税制調査会にたいし同趣旨の申し入れをおこなった。

八〇年度減税要求全体について労働四団体・全民労協は、八四年十一月一六日に社会・公明・民社・社民連の書記長、政審会長らと会見し、労働四団体・全民労協で合意している一兆五〇〇億円減税の具体的内容について説明するとともに、野党の統一要求としてその実現に向けて共同歩調で政府・自民党に迫るよう要請した(本年鑑第二部-XII「政党」を参照)。

税制調査会

八四年一二月一九日の総会で八五年度税制改正答申を決定し、直接税・間接税の比率をふくめた根本的見直し、利子・配当所得にたいする低率分離課税の導入等を政府に求めた。

これにたいして労働四団体・全民労協は、一二月二一日、労働団体の要求にこたえるものでなく遺憾である、低率分離課税には断固反対するなどの「税調答申に対する見解」を発表した。

日本労働年鑑 第56集 1986年版

発行 1985年12月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月15日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1986年版(第56集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
